家畜診療施設(機器・車両含む)に公庫融資を活用しませんか

ご存知ですか？日本公庫農林水産事業の産業動物診療施設に特化した融資

獣医療法第15条に基づき、都道府県から診療施設整備計画の認定を受けた産業動物診療施設は、日本公庫の長期低利融資(償還期限10年以内(据置期間2年以内)固定金利(1．2%(平成24年7月19日現在))を受けることができます。

ご融資する資金の使いみち

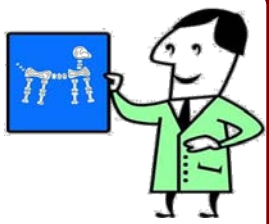

①産業動物に係る獣医療に関する技術の高度化のための、機器導入や施設の増改築

②産業動物の診療の業務に従事する獣医師の増員に際して必要となる、機器導入や施設の増改築

③融資により整備する施設の産業動物の年間診療業務量が、新たに50%以上になる見込みの機器導入や施設の増改築

(例1:現状は愛玩動物診療が中心のところを、融資により整備する施設の家畜診療業務を50%以上にする見込みの場合
例2:産業動物診療所の新規開業)

①～③のいずれかに利用する資金をご融資できます(①～②は、動物診療のうち50%以上の産業動物診療が見込まれる施設)。

融資の対象となる施設・設備(例)

機器関係

○超音波装置(エコー)　○プログラムフリーザー　○血液血球計算機　○放射能測定器(シンチレーション検出器など)　等

施設関係

○往診用車両　○診療施設用地、建物　○既存診療施設の改築・増築　○物品庫・薬品保管庫等の増設　○往診用車両消毒用ゲート　等

対象者:開業獣医師(往診のみも可)、農協・共済組合等の家畜診療所や、専属獣医師を雇用している畜産経営等で、産業動物の診療を行い、次の①～②の要件を満たす方

①都道府県から診療施設整備計画(※)の認定を受けていること

②融資により整備する施設の産業動物の年間診療業務量が50%以上になる見込みであること(新規開業可)

※　診療施設整備計画とは、施設整備の目標、内容、実施時期、実施に必要な資金の額、到達方法等を記載したものです。診療施設整備計画が、都道府県の計画(獣医療を提供する体制の整備を図るための計画)に則したものかどうかについて、都道府県が審査をします。申請窓口は、各都道府県の畜産担当課、又は家畜衛生保健所です。

詳しい融資条件

償　還　期　限　:10年以内(うち据置期間2年以内)　ただし、共同利用施設(農業共済組合・連合会、農業協同組合等)は、20年以内(うち据置期間3年以内)

融　資　限　度　額　:負担額の80%まで(負担額に上限はありません)

金　　利　:1．2%(東日本大震災の直接被災者は利子助成により無利子)融資期間に関わらず固定(金利は平成24年7月19日現在)

担　保　・　保　証　人　:担保・保証人については、原則として必要ですが、日本公庫とご相談のうえ決定となります。

融　資　窓　口　:公庫直接ご融資のほか、お取引金融機関を窓口としてご利用いただけます。

注意)別途、公庫の審査があります。その他、詳細は、最寄りの日本政策金融公庫支店(農林水産事業)または日本政策金融公庫事業資金相談専用ダイヤル0120-154-505(選択番号3)まで

産業動物獣医師の皆様

農林水産省　消費・安全局
畜水産安全管理課獣医事班

アンケートのお願い

　産業動物の診療施設・機器を整備する場合、一定の要件を満たせば、日本政策金融公庫（農林水産事業）の長期低利融資(固定金利1.2%(平成24年7月19日現在)償還期限10年以内、据置期間２年以内)を受けることができます。(詳細は裏面を参照下さい)
　この公庫融資について御興味を持たれた場合、以下のアンケートに御回答頂き、平成24年８月31日（金）迄に担当宛にＦＡＸ又はメールで御返信下さい。

質問１　融資を希望される時期はいつですか。

今年／H25年／H26年／H27年／H28年

質問２　整備を希望される施設・機器は何ですか。

施設：往診用車両／新築（　　）／増改築（　　）
機器：超音波装置／ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑﾌﾘｰｻﾞｰ／血液検査機器／
その他（　　）

質問３　融資を希望される金額はいくらですか。

（　　百万円）

　こちらから日本公庫に御要望をおつなぎすることも可能ですので差し支えなければ御記入下さい。

御名前：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

御住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

御連絡先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

御協力ありがとうございました。

担　当：農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課獣医事班　白尾
メール：kouji_shirao@nm.maff.go.jp
ＦＡＸ：03-3502-8275
電　話：03-3501-4094